

宮城県塩竈市  
指名停止措置一覧

最終更新：R5.9.21

指名停止事業者の名称	指名停止期間		措置要件	指名停止理由
西武建設株式会社	令和5年9月21日～令和6年3月20日	6か月	建設業法違反 行為 (1か月以上12 か月以内)	当該業者は、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたとして、令和5年7月21日付けで国土交通省関東地方整備局長から建設業法第28条第3項の規定に基づく45日間の営業停止命令を受けたもの。